

水質汚濁防止法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

◎	水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）（抄）	．．．．．	1
◎	水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）（抄）	．．．．．	2
◎	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）	．．．．．	3
◎	建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）	．．．．．	4

◎ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

一 カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。

二 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

3 3 9 （略）

◎ 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（抄）

（水素イオン濃度等の項目）

第三条 法第二条第二項第二号の政令で定める項目は、次に掲げる項目とする。

- 一 水素イオン濃度
  - 二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
  - 三 浮遊物質
  - 四 ノルマルヘキサン抽出物質含有量
  - 五 フェノール類含有量
  - 六 銅含有量
  - 七 亜鉛含有量
  - 八 溶解性鉄含有量
  - 九 溶解性マンガ含有量
  - 十 クロム含有量
  - 十一 大腸菌群数
  - 十二 窒素又は燐<sup>りん</sup>の含有量（湖沼植物プランクトン又は海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある場合として環境省令で定める場合におけるものに限る。第四条の二において同じ。）
- 2 環境大臣は、前項第十二号の環境省令を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

◎ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（便所）

第三十一条 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第八号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（汚水管が下水道法第二条第三号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）以外の便所としてはならない。

2 便所から排出する汚物を下水道法第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、屎尿浄化槽（その構造が汚物処理性能（当該汚物を衛生上支障がないように処理するために屎尿浄化槽に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

（この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準）

第三十六条 居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火床、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

◎ 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（法第三十一条第二項等の規定に基づく汚物処理性能に関する技術的基準）

第三十二条 尿<sup>し</sup>尿浄化槽の法第三十一条第二項の政令で定める技術的基準及び合併処理浄化槽（尿<sup>し</sup>尿と併せて雑排水を処理する浄化槽をいう。以下同じ。）について法第三十六条の規定により定めるべき構造に関する技術的基準のうち処理性能に関するもの（以下「汚物処理性能に関する技術的基準」と総称する。）は、次のとおりとする。

一 通常の使用状態において、次の表に掲げる区域及び処理対象人員の区分に応じ、それぞれ同表に定める性能を有するものであること。

特定行政庁が衛生上特に支	尿 <sup>し</sup> 尿浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域		処理対象人員（単位人）	性能	
	五〇以下	五〇一以上 五〇〇以下		生物化学的酸素要求量の除去率（単位パーセント）	尿 <sup>し</sup> 尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量（単位一リットルにつきミリグラム）
特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域	五〇以下	五〇一以上 五〇〇以下	五〇以下	六五以上	九〇以下
	五〇一以上	五〇一以上 五〇〇以下	五〇一以上	七〇以上	六〇以下
特定行政庁が衛生上特に支	五五以上	八五以上	五五以上	八五以上	三〇以下
					一二〇以下

障がないと認めて規則で指 定する区域  その他の区域	五〇〇以下	六五以上	九〇以下
	五〇一以上 二、〇〇〇 以下	七〇以上	六〇以下
	二、〇〇一 以上	八五以上	三〇以下

一 この表における処理対象人員の算定は、国土交通大臣が定める方法により行うものとする。

二 この表において、生物化学的酸素要求量の除去率とは、尿<sup>し</sup>尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値から尿<sup>し</sup>尿浄化槽又は合併処理浄化槽からの放流水の生物化学的酸素要求量の数値を減じた数値を尿<sup>し</sup>尿浄化槽又は合併処理浄化槽への流入水の生物化学的酸素要求量の数値で除して得た割合をいうものとする。

二 放流水に含まれる大腸菌群数が、一立方センチメートルにつき三千個以下とする性能を有するものであること。

2・3 (略)